

採択後の流れ及び実施中の留意事項

採択後・事業実施中の提出物、相手国政府機関との協議議事録の取り交わし、本事業実施中の留意点を記載しています。

なお、下線のある項目は、募集要項本体には記載のないもの、もしくは募集要項本体よりも詳細に記載しているものです。必ずご確認ください。

1. 事業対象国公的機関との協議議事録の取り交わし
2. 契約交渉
3. 事業実施中の提出物
4. 製品等の設置場所・実証場所
5. 事業中に生じた売上の取扱い
6. 渡航 2 週間前の渡航書類提出の順守
7. 本邦受入活動
8. 精算確定と各種支払
9. 契約履行期間外に発生した経費について
10. 経費実地検査
11. JICA の役割
12. 安全対策
13. 環境社会配慮
14. ガイドラインの遵守
15. 不正行為の防止
16. 情報セキュリティの管理
17. 医療行為・治験等を伴う事業での留意点
18. 補助運業者の配置
19. 広報への協力

1. 事業対象国公的機関との協議議事録の取り交わし

JICA との業務委託契約において資機材を購入する場合(普及・実証・ビジネス化事業のみ対象)、本事業終了後に、調達した資機材を事業対象国の公的機関(以下、「相手国実施機関」)に譲与することを前提としています。それに伴い、資機材に係る相手国実施機関の負担事項、免税手続きの便宜、本事業終了後の資機材の取扱(維持管理の責任)について合意するため、**原則、採択後契約締結前までに、提案法人、相手国実施機関、JICA(在外事務所)の三者間にて協議議事録(別添資料 8 参照)を取り交わします。**

提案法人による相手国実施機関との事前の準備を前提に、同機関との協議議事録に係る公式なコンタクトは JICA が行いますが、記載内容は原則提案法人にて同機関と調整いただきます。状況により、相手国実施機関との協議並びに協議議事録の取り交わしに長く時間を要する場合がありますのでご注意ください。

また、JICA との業務委託契約において資機材を購入しない場合であっても、相手国機関等に本事業にかかる便宜供与や責任分担を求める場合や、本事業を相手国と共同事業と位置付けるために事業概要等にかかる合意が必要となる場合は、協議議事録を取り交わします。

一方、JICA との業務委託契約において資機材を購入せず、かつ上記のような合意が不要と提案法人が判断し、JICA が了承する場合には、協議議事録の取り交わしを不要とするケースがあります。

2. 契約交渉

採択後、JICA と提案法人間で、提出された企画書及び最新情報に基づいて、事業内容・体制等について協議を行い、併せて見積書の内容について契約交渉を行った上で、JICA が提案法人に対し事業の実施を委託する業務委託契約を締結します。採択時点では、企画書とともに提出された見積金額内訳書の金額・記載内容を承認している訳ではありません。上記協議において、事業内容・実施体制等に関し、JICA から提案法人に提案内容の変更を求める場合があります。なお、事業内容や支払条件を含めた契約条件で合意できない場合には、契約を締結することは出来ません。契約交渉では、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査(PPP インフラ事業)経理処理(積算)ガイドライン(2019年10月版)」(以下、「経理処理ガイドライン」)に基づき、提案法人と JICA の双方が対外的な説明責任を果たせるように、経費の妥当性を確認しますので、積算にあたり経済性、効率性、有効性、合規性、正確性の観点で見積書を作成ください。積算根拠資料は、原則として2者以上から取得した見積書の提出が必要となります。確認の結果、当初提案内容から変更が生じることがあります。必ずしも企画書どおりの発注金額が確保されることが確約されている訳ではない点、見積取得等に際してご注意ください。契約書の見本については、別添資料 3「業務委託契約書(サンプル)」をご参照ください。

なお、契約交渉の段階で、対象国や提案ビジネス・製品・技術等の内容を、企画書に記載したものを大きく変更することを提案法人が提案することは認められません。また、企画書で提示され

た、当初見積額を上回るような増額変更はできません。契約交渉を経て業務内容や経費等の見直しを行う場合であっても、企画書で提示された当初見積もり金額内で対応いただきます。

3. 本事業実施中の提出物

報告書名	記載内容	提出時期	部数
業務計画書	事業の実施計画・体制 (A4 15-20頁程度)	契約締結日から起算して10営業日以内	電子データ (メール提出)
月報	業務従事者の従事計画・実績、事業進捗状況、その他連絡事項 (A4 1-2頁程度)	報告対象月の翌月5営業日以内	メール提出後、押印版1部提出
進捗報告書	事業の進捗報告、達成状況 (A4 10~40頁程度)	契約ごとに設定	電子データ (メール提出)
業務完了報告書(案)	本事業全体の実施結果、達成状況等(A4 30~80頁程度)	業務完了予定の2か月前	電子データ (メール提出)
業務完了報告書(最終成果品)(英文もしくは現地語要約含む)	業務完了報告書(案)提出後、JICA等から出されるコメントに基づき必要な加除修正を行ったもの。(A4 30~80頁程度)	業務完了時	簡易報告書(要約含む):1部 CD-ROM:3枚

4. 製品等の設置場所・実証場所

提案製品等は事業終了後に相手国実施機関へ譲与することになるため、同製品等の設置場所は、同機関が管理する土地とし、民間企業等の私有地は原則として対象となりません。

5. 本事業中に生じた売上の取り扱い

普及・実証・ビジネス化事業の一環でテストマーケティング等の試行的な販売活動やその他提案法人の収入を発生せしめる活動によって生じた売上については、原則、相手国実施機関に帰属します。なお、実証・調査を目的としない収入を発生せしめる活動は、本事業の業務内容から予め除外することを原則とします。

6. 渡航 2 週間前の渡航書類提出の順守

本事業での全渡航において、渡航の 2 週間前までに以下書類の提出が必須となります。

- ① 現地渡航日程及び渡航者情報
- ② 安全管理情報提供シート(現地在住の業務従事者も含む)
- ③ 保険証券コピー

初回渡航に関しては、例外なく契約締結 2 週間後以降となる点ご注意ください。

7. 本邦受入活動のフロー(基礎調査及び案件化調査(SDGs ビジネス支援型)は対象外)

本邦受入活動は、本事業に関係する対象国の政府関係者等を本邦に受け入れ、見学・講義・実習・議論等を通して、事業の促進を図る活動です。実施に関しては、「契約管理ガイドライン別添 4 本邦受入活動ガイドライン」(下記 14.参照)をご参照ください。本邦受入活動実施の 3 か月前までに英文受入計画書の提出及び相手国派遣元政府機関への説明が必要となります。

8. 精算確定と各種支払

JICA から本事業受注者に対する契約金の支払方法は「経理処理ガイドライン」に明記されていますのでご確認ください。

また、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査(PPP インフラ事業)精算ガイドライン」に記載のとおり、精算報告書の提出から精算金額の確定までの所要期間は、提案法人からご提出いただく精算報告書の精度により異なりますが、概ね 1 ヶ月から 3 ヶ月程度です。提案法人においては、慎重に資金計画を検討し、どの時期に契約金の支払を受けたいか、提案法人の決算時期等を踏まえ、採択後の契約交渉時に JICA へ要望を伝えてください。

9. 契約履行期限外に発生した経費について

応募書類、見積書作成を含む準備段階等、契約履行期間開始前に提案法人が負担した費用については、いかなる理由であっても JICA は負担しません。同様に、契約履行期間終了後に発生する経費についても、JICA は負担しません。

10. 経費実地検査

JICA は提案法人に対し、企業会計原則に沿った経理事務が行われているのかの検査を提案法人に赴いた上で実施することがあります(契約上に明記)。

11. JICA の役割

JICA は、事業実施のモニタリング、実施方法に係る助言、必要に応じて適切なアポイント先の紹介、通関手続きや関連事業の情報提供等の側面支援を行います。事業の準備及び実施に際して、提案法人(及び外部人材)には、事業対象国の公的機関等へのアポイント取り付けや事業の説明、機材の輸送手続き等を含め、事業を主体的に実施いただきます。

また、本支援事業のさらなる改善につなげるための事後モニタリングや外部人材に関するアンケート等を行わせていただきますのであらかじめご了承ください。

12. 安全対策

JICA は、契約書第 11 条の「安全対策措置等」の条項に基づき、現地の日本大使館、相手国政府等と緊密に連携の上、提案法人（共同企業体の場合は全構成法人）に対して国別の「安全対策措置（渡航措置及び行動規範）」、「安全対策マニュアル」及び注意喚起情報の提供等を行い、安全確保に努めます。また、昨今の世界的な治安情勢の変化を踏まえ、本支援事業の採択企業・団体の皆様には、業務従事者を対象に JICA が主催する、渡航先に応じた安全対策研修を受講して頂きます。詳しくはこちら（<https://www.jica.go.jp/about/safety/training.html>）をご参照ください。（なお、前述の外務省渡航情報で「レベル4」「レベル3」の国・地域は 本事業の対象となりません。）

事業対象国、地域の治安状況により、採択後に安全対策に必要な経費（警備員備上費用等）の計上を提案法人にお願いすることがあります。それにより当該経費を含めた契約金額が例外的に上限金額を上回ることがあります。

開発途上国では、様々な安全上のリスクが生じます。急病やケガ等への対応に、非常に高額な経費がかかる場合があります。これらの経費は受注者の負担となりますので、必ず、十分な補償内容の海外旅行保険（治療・救援費用が 5,000 万円以上を原則とします）にご加入いただくか、これと同等の緊急医療搬送体制を構築するようお願いいたします（業務委託契約書附属書 I 共通仕様書第9条の2（安全対策措置）参照）。（なお、5,000 万円という金額はこれまでに発生した事例をふまえて設定しておりますが、緊急時にかかる経費は国・地域・状況によって異なります）。

13. 環境社会配慮

事業の実施に当たっては、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン（2010 年 4 月公布）」[※]が適用されます（基礎調査を除く）。提案が採択になった場合、環境や地域社会に与える影響の規模や重大性等に応じて「環境カテゴリ」の分類が JICA により行われます。カテゴリ C 以外の事業については、同ガイドラインの規定に基づき、事業の計画・実施に際して、環境社会配慮団員の参加、情報公開の実施等を含む適切な環境社会配慮が行われる必要があります。

※ <https://www.jica.go.jp/environment/guideline/pdf/guideline01.pdf>

14. ガイドラインの遵守

本支援事業の実施に当たっては、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査（PPP インフラ事業）契約管理ガイドライン」^{※1}に則り実施いただくこととなります。また、同様に、精算に当たっては、「中小企業・SDGs ビジネス支援事業及び協力準備調査（PPP インフラ事業）精算ガイドライン」^{※2}に則ることとなります。事業実施に関するガイドラインですので、予めご確認ください。

※1 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/jisshi.html

※2 https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/priv_partner/seisan.html

15. 不正行為の防止

(1) 贈収賄

不正競争防止法は、経済協力開発機構(OECD)の「国際商取引における外国公務員に対する贈賄の防止に関する条約」を国内的に実施するために、外国公務員贈賄に係る罰則を定めています。我が国政府は、たとえ手続きの円滑化のみを目的とした少額の支払いであっても、それが「国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るため」であった場合には、外国公務員贈賄罪が成立し得るとしています。従って、提案法人は下記ウェブサイト等で同法規程内容を確認した上、現地活動中は言うまでもなく、本邦受入活動中においても、相手国実施機関職員等へ金品等の供与(一般慣習に比して豪華な宿泊や食事、お土産等も含む)と見做される行為は絶対行わないよう十分注意してください。

- 外国公務員贈賄防止(経済産業省ウェブサイト)
http://www.meti.go.jp/policy/external_economy/zouwai/
- 外国公務員贈賄防止指針(経済産業省ウェブサイト)
<http://www.meti.go.jp/press/2015/07/20150730008/20150730008.html>
- OECD 外国公務員贈賄防止条約の概要(外務省ウェブサイト)
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oecd/komuin.html>

上記も踏まえ、提案法人は事業の実施において特に以下の点にご留意ください。

- ① 提案法人による本邦受入活動参加者に対する高額の商品や、日当・宿泊費として過大な金銭の提供又は著しく華美な接待等を行わないこと。
- ② 事業の実施における途上国政府関係者への対応に際しては、不正競争防止法第 18 条(外国公務員等に対する不正の利益の供与等の禁止)に抵触しないよう留意すること(不正競争防止法第 18 条の運用についても上記の経済産業省のウェブサイトを参照)。
- ③ 併せて、上記政府関係者の我が国入国査証資格に関する出入国管理及び難民認定法等、本邦受入活動参加者の本邦滞在に関し適用される法令・規則についても十分理解し、違反しないように留意すること。

また、外務省及び JICA は、ODA 事業における不正事案の発生を受け、ODA 事業における不正腐敗事案の再発防止策を講じております。下記ウェブサイト等で外務省及び JICA の不正腐敗防止策を十分理解し、不正情報に接した場合は、JICA 又は外務省の不正腐敗情報相談窓口(※)に速やかに相談してください。

※ JICA 不正腐敗情報相談窓口

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/index.php>

TEL: 03-5226-8850 FAX: 03-5226-6393

※ 外務省不正腐敗情報相談窓口

<https://www3.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/fusei/>

- JICA の再発防止策の更なる強化 (JICA ウェブサイト)
https://www.jica.go.jp/information/info/2015/20150420_01.html

- 外務省の不正腐敗事案の再発防止策(外務省ウェブサイト)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/kaikaku/f_boshi.html

更に、JICA では ODA 事業受注企業による不正腐敗防止の取組を更に促すため、不正腐敗の定義、不正腐敗防止のための制度、相手国政府・実施機関・企業が講じるべき取組等について解説したガイダンスを作成しております。このガイダンスは、関係者の不正腐敗に関する認識を深め、不正対策の徹底を求めるものですのでご確認ください。

- JICA 不正腐敗防止ガイダンス

<https://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>

(2) 不適切な経理処理

本事業において、過去、受注者による次のような事案が発生しました。

- 虚偽の領収書や会計書類に基づく、JICA への製造原価費の過大請求
- 虚偽(実在しない会社や実在しない取引等)の領収書、JICA への過大請求
- 再委託先と協議し、実際に振込んだ金額よりも多い金額の領収書を発行させ、その領収書で JICA との精算を行い、差額分を提案法人が着服

上述のような事案が発生した場合、JICA は即座に法令・内部規程に則った対応を行います。

また、上記事案の発生有無にかかわらず、JICA は提案法人に対し、企業会計原則に沿った経理事務が行われているのかの検査を提案法人に赴いた上で実施することがあります(その旨を契約上に明記)のでご承知おきください。

16. 情報セキュリティの管理

本契約に関する以下の資料を JICA 中小企業・SDGs ビジネス支援事業窓口にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス(sdg_sme@jica.go.jp)宛に、「配布依頼: 情報セキュリティ関連資料」とタイトルを記載してメールをお送りください。なお、以下の資料は、採択案件の対案法人を除き、プロポーザル提出辞退後若しくは審査結果(不採択)通知後に速やかに廃棄してください(受領とともに右に同意いただいたものとします)。

- ・独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程
- ・情報セキュリティ管理細則

17. 医療行為¹・治験等を伴う事業での留意点

(1) 医療行為

本支援事業の実施にあたり、提案法人/外部人材/補強の別を問わず、業務従事者による医療行為については、以下の条件を満たす必要があります。応募時点で条件を満たしている、又はそのための準備が十分に進んでいることを前提とし、医療行為を含む活動を予定する場合は、相手国

の保健医療事情や実施体制(技術移転の対象となる特定の医療技術のみならず、患者への安全確保に必要な医療施設での管理体制、チーム医療体制、技術管理体制、保健医療従事者の能力等)、相手国における法制度及び医療訴訟の判例の有無とその内容等、医療行為を実施する妥当性(免許、実績、語学力、組織としてのバックアップ体制等)について十分に検証いただき、詳細を企画書に記載してください。

＜実施の条件＞

- 医療行為を行う提案法人関係者が相手国の有資格者として認定されていること、又は医療行為を行う認可を相手国(中央又は地方政府)から書面で得ていること。
- 相手国責任機関(公的機関の場合は保健省、民間機関の場合は保健省等又は民間病院)と免責事項について協議し、医療事故等の責任を問われた場合は、故意又は重過失による場合を除き、相手国責任機関が、JICA、提案法人関係者及び医療行為実施者に代わり責任を負担することについて、法的拘束力を有する合意文書を相手国責任機関、提案法人及びJICAの三者(又は右三者と医療行為実施者の四者)で締結すること(応募書類提出時までに合意文書の取付けが困難な場合は、案件採択後、契約締結前に相手国責任機関からの理解を促進した上での合意取付けも可とする。合意文書締結前の医療行為実施は不可。)
- 故意又は重過失による医療過誤等に伴う民事責任及び刑事責任は、医療行為実施者が負うこと(JICAとの契約書等にて定める。)
- 患者又はその家族に対するインフォームドコンセントを得ていること。
- 医療賠償責任保険²に加入すること。本邦受入活動等で日本国内での医療行為を行う場合は、厚生労働省が定める臨床修練制度(医師法第17条他)³に従うこと。

(2) 治験等

本支援事業の実施にあたり、治験(Clinical Trial)及び人体に侵襲を加えるあるいはプライバシーを侵害する臨床試験(以下、「治験等」)については、本支援事業として実施しないこととします。なお、治験等の実施者(医療従事者等)に対する研修・指導・助言等は本支援事業に含めることができます。

1 本支援事業でいう「医療行為」とは、医師法等により医療従事者のみが行うことが認められている治療や処置・診断等であり、医学的な技術・判断がなければ人体に危害を及ぼす危険がある状況下において、患者に対して直接的にそのような行為を行うことを指す。なお、原則として、現地医療従事者が行う医療行為への指導等は「医療行為」に含まれない。但し、死亡・後遺症傷害等のリスクが高い医療行為及び三次医療施設等で、現地医療従事者が患者に医療行為を行う現場で指導等を実施する場合は、その行為を含むものとする。

2 専門職賠償責任保険については現地で認定された保険会社のみ扱うことが可能。従って、保険加入自体は現地で行い、本邦の保険会社が現地保険会社をバックアップする「再保険制度」による対応となる。ただし本邦保険会社が現地法人を設立した場合は国内での支払も可能となる。なお、保険適用にあたり、加入者と訴訟対象者が同一である必要はないことから、提案法人自身が加入し、JICAとの契約内で精算する方法も可能。

3 本邦受入活動の実施機関が、臨床修練制度に基づき、海外からの招聘者の医療行為に対する全ての責任を負うこととし、賠償保険に加入する。加入の履行確保は、JICAと提案法人との間で締結する契約書等で確認・合意する。なお、病院が加入する賠償保険についてはJICAとの委託契約に含めることができる。

18. 補助運營業者の配置

応募書類審査、事業開始から終了までの進捗監理と事業化に向けた支援に際し、守秘義務を課した上で、JICA による事業運営を補助する外部委託業者を配置しています。従って、提案法人と JICA との面談への当該業者の同席や、提案法人への連絡・依頼・助言等について、当該業者を通じて行う機会が想定されますことをご了承ください。

19. 広報への協力

事業実施の期間中及び事業終了後でも、採択された提案に関し、JICA 及び本事業の積極的な広報につき実務的に可能な範囲で協力をお願いいたします。

以上